

令和8年度における任意継続掛金の標準となる
標準報酬の月額の算定の基礎となる額について

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2第1項第2号に規定する令和7年9月30日における当組合の短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額を地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第43条第1項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額は、410,000円である。

令和8年1月9日

地方職員共済組合
理事長 関 博之